

## 令和7年竹田市農業委員会第2回総会議事録

1. 日 時 令和7年2月6日(木) 午後1時57分～午後2時40分

2. 場 所 竹田市役所 3階委員会室

3. 出席委員 12名

1番 山本 昭雄 2番 改木 謙士 3番 猪 九州男 5番 秦 志喜男  
6番 児玉 淳一 7番 坂本 大蔵 8番 上野 一男 9番 本郷 敦子  
10番 島村 宏司 11番 工藤 明秀 12番 後藤恵美子 13番 森 哲秀

4. 欠席委員 1名

5. 農業委員会事務局職員

事務局次長：中村美智子 管理係長：渡部夕樹 主任：河崎凌央

6. 議事

議案第7号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について 2件

議案第8号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見について 4件

議案第9号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について 3件

議案第10号 農用地利用集積計画の承認について 26件

議案第11号 農用地利用集積計画の承認について (大分県農業農村振興公社へ所有権移転) 3件

議案第12号 農用地利用集積計画の承認について (大分県農業農村振興公社から所有権移転) 2件

議案第13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 5件

議案第14号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 1件

議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 1件

議案第16号 非農地証明について 1件

会長

あいさつ

係長

只今の出席委員数は12人で定足数に達しています。

(13時57分)

議長

只今から、令和7年竹田市農業委員会第2回総会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配布しております日程表により運営いたしますのでご了承願います。

それでは、審議にはいります前に議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は5番 秦志喜男委員、6番 児玉淳一委員の両名を指名いたします。

議長

報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第3号について報告を申し上げます。農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が6件ありましたので報告します。

続いて報告第4号について報告を申し上げます。農地法第18条第6項の規定による中間管理事業にかかる農地の合意解約の通知が4件ありましたので報告します。

議長

報告事項について質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですのでこれで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第7号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について 2件

議案第8号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見について 4件

議案第9号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について 3件

議案第10号 農用地利用集積計画の承認について 26件

議案第11号 農用地利用集積計画の承認について(大分県農業農村振興公社へ所有権移転) 3件

議案第12号 農用地利用集積計画の承認について(大分県農業農村振興公社から所有権移転) 2件

議案第13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 5件

議案第14号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 1件

議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 1件

議案第16号 非農地証明について 1件

以上48案件を本日の議案として提案いたします。

議長

議案第7号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課 井出課長補佐

議案第7号は農地中間管理事業により土地所有者から大分県農業農村振興公社へ権利の設定を行うものであります。

1番の案件は5年間の使用貸借による権利の設定を行うものです。

2番の案件は10年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

議長

只今、議案第7号について担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。

議案第7号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第8号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見についてを議題といたします。

議案の説明を、事業担当課の農政課に求めます。

農政課 井出課長補佐

議案第8号の農用地利用集積等促進計画案は農地中間管理事業による権利の設定を大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものです。

議案第8号の1番と2番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。

3番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇です。

4番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇です。

選定理由はいずれも当該農地の貸付について市町村が適当であると認めるものです。

議長

只今、議案第8号について担当課による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。  
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。

議案第8号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって、議案第8号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第9号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見についてを議題といたします。  
最初に1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第9号の1番の案件は、申請者 ○○○○が申請地 竹田市荻町馬場字浦久保○○○○ 田612m<sup>2</sup>のうち150m<sup>2</sup>、○○○○ 田3, 221m<sup>2</sup>のうち621m<sup>2</sup> 合計面積771平方メートルを農家住宅用地とする計画の農地です。

議長

8番 上野一男委員に調査報告をお願いします。

8番 上野一男委員

この変更は周辺の農地に影響を及ぼさないことからも原案のとおり除外することに問題はないと考えます。

議長

次に、2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第9号の2番の案件は、申請者 ○○○○が申請地 竹田市久住町大字久住字阿藏野○○○○ 外1筆 田2筆 合計面積2, 333平方メートルを転用予定者が農業用倉庫を建設する計画の農地です。

議長

3番 猪九州男委員に調査報告をお願いします。

3番 猪九州男委員

この変更は周辺の農地に影響を及ぼさないことからも原案のとおり除外することに問題はないと考えます。

議長

続いて、3番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第9号の3番の案件は、申請者 ○○○○が申請地 竹田市直入町大字長湯字村○○○○ 田3, 487平方メートルのうち1,000平方メートルを農家住宅用地とする計画の農地です。

議長

2番 改木謙士委員に調査報告をお願いします。

2番 改木謙士委員

この変更は周辺の農地に影響を及ぼさないことからも原案のとおり除外することに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第9号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありますか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。

議案第9号について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって、議案第9号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見についてはこれを承認することに決定します。

議長

ここで休憩いたします。農政課の井出補佐は退席してください。

(14時10分)

議長

再開します。

(14時10分)

議長

議案第10号 農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案の説明を事務局に説明を求める。なお議案第10号は分割して質疑、採決を行います。

最初に議案第10号の7番を審議します。12番 後藤恵美子委員は議事参与の制限により一時退席をお願いします。7番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第10号7番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、新規設定です。労力1人、稻作中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

議長

只今、議案第10号7番について事務局による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。  
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第10号7番について、これを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって、議案第10号7番 農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。  
12番 後藤恵美子委員はご着席ください。

議長

続いて、議案第10号の1番から6番、8番から26番を審議します。事務局に説明を求める。

事務局

1番の借り手は、〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、再設定です。

2番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。2年間の賃貸借、再設定です。

3番の借り手も、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の使用貸借、再設定です。

4番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、新規設定です。労力2人、稲作、野菜中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

5番の借り手は、〇〇〇〇です。3年間の賃貸借、再設定です。

6番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

8番の借り手も、〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、新規設定です。労力1人、稲作中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

9番の借り手は、〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、再設定です。

10番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、新規設定です。

11番の借り手は、〇〇〇〇です。10年間の使用貸借、再設定です。

12番の借り手は、〇〇〇〇です。3年間の賃貸借、新規設定です。労力3人、野菜・畜産中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

13番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、再設定です。

14番から16番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、新規設定です。

17番の借り手は、〇〇〇〇です。10年間の使用貸借、再設定です。

18番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

19番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

20番の借り手も、〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、新規設定です。労力4人、稲作中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

21番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。3年間の賃貸借、再設定です。

22番と23番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。3年間の賃貸借、再設定です。

24番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、新規設定です

25番の借り手は、〇〇〇〇です。20年間の賃貸借、新規設定です。労力2人、稲作中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

26番の借り手は、〇〇〇〇です。6年間の賃貸借、再設定です。

以上の案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており問題ないとの報告を頂いています。

議長

只今、議案第10号1番から6番、8番から26番について事務局による説明がありました。ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第10号1番から6番、8番から26番について、これを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって、議案第10号1番から6番、8番から26番 農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第11号 大分県農業農村振興公社への所有権移転にかかる農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。議案の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第11号の案件は、所有者が規模縮小を希望しており、近隣で規模拡大を図っている認定農業者に農地を譲るため譲受人 大分県農業農村振興公社へ所有権移転するものです。

議長

只今、議案第11号について事務局による説明がありました、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第11号について、これを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって、議案第11号 大分県農業農村振興公社への所有権移転にかかる農用地利用集積計画についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第12号 大分県農業農村振興公社から所有権移転を受ける農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第12号の1番の案件は、譲渡人 公益社団法人大分県農業農村振興公社から譲受人 認定農業者である〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字久住字梅ノ木〇〇〇〇ほか1筆 田2筆 合計面積4, 691平方メートルを農業経営基盤強化促進法の定めにより大分県農業農村振興公社が行う農地売買支援事業で所有権の

移転をするものです。譲受人の経営規模は23, 988平方メートルです。

議長

3番 猪九州男委員に調査報告をお願いします。

3番 猪九州男委員

議案第12号の1番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター3台、コンバイン1台、田植機1台、ロール作業の機械一式を所有しております。畜産中心の農家であり農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第12号の2番の案件は、譲渡人 公益社団法人大分県農業農村振興公社から譲受人 認定農業者である〇〇〇〇へ、申請地の竹田市直入町大字長湯字仲村〇〇〇〇ほか2筆 田3筆 合計面積3, 731平方メートルを農業経営基盤強化促進法の定めにより大分県農業農村振興公社が行う農地売買支援事業で所有権の移転をするものです。譲受人の経営規模は23, 752平方メートルです。

議長

11番 工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

議案第12号の2番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター3台、田植機1台、コンバイン1台、その他スプレッダー、モア、ロールベーラー、ラッピングマシーン各1台所有しております。畜産中心の農家であり農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、調査報告がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第12号について、これを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって、議案第12号 大分県農業農村振興公社からの所有権移転にかかる農用地利用集積計画についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第13号の1番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字小塚字池部〇〇〇〇 畑1筆 面積1, 048平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は2, 300平方メートルです。

議長

5番 秦志喜男委員に調査報告をお願いします。

5番 秦志喜男委員

議案第13番の1号の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター1台・耕耘機1台、マニアスプレッダー1台、ブームスプレーヤー1台、各種小型農機具を所有しており野菜・畜産中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第13号の2番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字白丹字柱松〇〇〇〇 田1筆 面積1, 302平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は23, 085平方メートルです。

議長

10番 島村宏司委員に調査報告をお願いします。

10番 島村宏司委員

議案第13号の2番の調査報告をいたします。譲受人の労力は3人です。農機具は、トラクター1台・コンバイン1台・田植機1台を所有しており、稻作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第13号の3番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字白丹字長畑〇〇〇〇 田1筆 面積3, 208平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は5, 702平方メートルです。

議長

10番 島村宏司委員に調査報告をお願いします。

10番 島村宏司委員

議案第13号の3番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター1台・耕耘機1台を所有しており、稻作・野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第13号の4番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市直入町大字長湯字村〇〇〇〇 外1筆 田2筆 合計面積2, 447平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は41, 590平方メートルです。

議長

11番 工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

議案第13号の4番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター2台・コンバイン1台・田植機1台所有しており、稲作・畜産中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて5番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第13号の5番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市直入町大字上田北字鷹巣〇〇〇〇外1筆 田2筆 合計面積4, 916 平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は50, 535 平方メートルです。

議長

11番 工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

議案第13号の5番の調査報告をいたします。譲受人の労力は3人です。農機具はトラクター1台・コンバイン1台・田植機1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第13号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありますか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。

議案第13号について、これを許可することにご異議ない方は举手をお願いします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって、議案第13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてはこれを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第14号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第14号1番の案件は、申請地 竹田市直入町大字長湯字久保河内〇〇〇〇 面積818平方メートルの畠です。この申請地は農用地区域外の第2種農地です。転用目的は駐車場用地です。申請者は転用許可が必要だということを知らずに一部工事に入ってしまいましたが現在は中止しています。始末書が添付されています。転用許可基準は、申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合に該当すると考えられます。

議長

2番 改木謙士委員に調査報告をお願いします。

2番 改木謙士委員

議案第14号1番の調査報告をいたします。現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれはありません。申請者は転用許可が必要だということを知らずに用途変更をしてしまい、悪意はなく反省していることから原状回復を求める事なく原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第14号について担当委員による報告がありました、ご意見、ご質疑はありますか。

7番 坂本大蔵委員

今回も追認が1件、先月2件ありました。追認、法律違反が頻発しているので農業委員会としても周知に必要があると思います。広報などで市民に周知することをお願いしたいです。

事務局

これから周知の手段を考えて何らかの方法で周知を図ってまいります。

11番 工藤明秀委員

この案件は私の担当区域でしたが現地に行った際、違反転用は見受けられなかったのですが。

事務局

近所の人から勝手に転用してはいけないと言われたとのことで本人さんが来庁されました。一部整地されています。

議長

事前着工したけど止めているという状況ですね。他にないですか。  
ないようですので質疑を終結いたします。議案第14号について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。よって、議案第14号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてはこれを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局

議案第15号の1番の案件は、申請地 竹田市荻町馬場字浦久保〇〇〇〇 面積496平方メートルの田です。この申請地は第1種農地ですが農用地区域からの除外が令和7年1月21日に完了しています。転用目的は一般住宅用地です。工事期間は許可後から令和7年5月31日までを予定しております。転用許可基準は申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合に該当すると考えられます。

議長

8番 上野一男委員に調査報告をお願いします。

8番 上野一男委員

議案第15号の1番の調査報告をいたします。現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく計画を実施できることが確実と認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第15号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありますか。  
はい本郷委員。

9番 本郷敦子委員

これは第1種農地ですが、どのくらいの期間で除外ができたのですか。

事務局

通常だと半年かかりますが、道路用地として取り掛かる必要があったため県が特別に配慮をして立ち退きの期間に合わせて審議された案件です。

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第15号について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって、議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてはこれを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第16号 非農地証明について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので証明書を発行してよいか意見を求めます。1番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第16号の1番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する申請地 竹田市大字久保字久保〇〇〇〇 登記地目 畑1筆 面積439平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は亡父が昭和38年に居宅を新築し現在に至っています。顛末書が添付されています。

議長

1番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1番 山本昭雄委員

1番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は宅地となっております。現状からみて農地へ復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第16号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。  
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第16号について、非農地証明書を発行することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。よって、議案第16号 非農地証明についてはこれを承認することに決定します。

議長

これで本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。以上をもちまして、令和7年竹田市農業委員会第2回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

(14時40分)